

いと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) 「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」の策定について

(国土政策局総合計画課)

国土交通省では、急速に進む人口減少による地域消滅、巨大災害の切迫等の危機意識を共有しつつ、2050年という長期を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示すものとして、7月4日に、「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」をとりまとめ、公表しました。

2050年の国土を構想する際に認識すべき時代の潮流と課題としては、まずは急激な人口減少、少子化があげられます。現在、約1億2700万人の我が国の人口は、2050年には約9700万人になると推計されていますが、全国を1kmのメッシュで見ると、2050年には居住地域の6割以上で人口が半分以上に減少し、うち2割が無居住化すると推計されます。地域消滅の危機とも言える状況です。その他、異次元の高齢化の進展、都市間競争の激化などグローバル化の進展、巨大災害の切迫、インフラの老朽化等の課題が挙げられます。

これらの課題に対応すべく、グランドデザインで打ち出した基本的考え方は「コンパクト+ネットワーク」です。人口減少下において、集約化（コンパクト化）とともに各地域をネットワーク化し、各種の都市機能に応じた圏域人口が確保されることで、人口減少下でも質の高いサービスを効率的に提供し、新たな価値を創造することにより、国全体の生産性を高める国土構造を構築することができます。また、コンパクトになる各地域が「多様性」を再構築し、その魅力に常に磨きをかけていくことにより、人・モノ・情報の「対流」を生み出していく必要があります。

このような考え方の下、目指すべき国土像を実現するために、12の基本戦略を設定しました。例えば「小さな拠点」の形成です。集落が散在する地域において、商店や診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集め、そのような中核となる集落と周辺地域とをネットワークでつなぐことにより、持続可能で新たな価値を生み出す地域づくりを目指すものです。次に「高次地方都市連合」。これは、複数の地方都市等が高速道路等のネットワークを活用して一定規模の人口（概ね30万人）を確保し、相互に各種高次都市機能を分担し連携するものです。

目指すべき国土の姿は、実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」です。地球表面の実物空間（2次元的空間）とICTの発達に支えられた知識・情報空間が融合したいわば「3次元的な国土構造」の中で、地域が個性を磨き、多様性を進化させて数多くの小さな対流が生まれ、それらがダイナミックな対流の発生につながっていく国土です。また、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図るべく、地域間の人の対流を活発化させつつ、東京から地方への人の流れを創出することが必要です。

このグランドデザインを素材として、我が国の未来の国土や地域の姿について、幅広い国民の皆様の間で活発な議論が展開されることを期待しています。また、国土交通省では、本グランドデザインも踏まえ、現行の国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しに着手することとしています。

▽「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」の詳細は、下記をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000043.html

(3) 交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の最終とりまとめについて

(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会では、平成25年9月より「地域の関係者間の役割分担と合意の下で公共交通の充実を図る仕組みの構築」を中心とした今後の地域公共交通政策のあり方について審議してきましたが、このたび、その最終とりまとめ「地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みと

その活用に関する基本的な考え方」がとりまとめられ、平成26年8月6日に公表されました。この最終とりまとめは、1月に公表された中間とりまとめに、同とりまとめで検討事項となっていた新たな制度的枠組みの活用に関する事項を追加したものとなっております。

★最終とりまとめでの追加事項のポイント

①資金的支援のあり方・考え方について

○地域公共交通に関する施策の効果を最大化するためには、計画を作成するやる気のある地域に対して、集中的に支援を実施し、地域の創意工夫を後押しすることも重要。

○このため、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組みに対して、国は、重点的に支援することにより、同計画の実行性や同計画に基づく地域の主体的な取り組みの持続可能性を高めることを検討すべき。

○予算措置のみならず、地域公共交通に係る施設整備等の促進に資する税制特例、交通再編に必要な設備投資等の促進に資する財政投融资制度等も含めた多様な支援措置についても、幅広く検討すべき。

②改正後の地域公共交通活性化再生法の円滑な運用について

○新たな制度的枠組みの運用に当たっては、地域の取組みの効果が十分発揮されるよう、環境整備を進めることが重要であり、

- ・合意形成の促進
- ・ケーススタディの実施
- ・地方公共団体に対するノウハウ面での支援
- ・情報・データの積極的な活用・研究開発等
- ・制度の周知・徹底

などの取組みを行う必要がある。

③地域公共交通を担う人材の確保・育成について

○地域公共交通に関する取組みを促進するために必要な人材を育成することを目的として、国はシンポジウム、研修会、人材育成セミナー等を通じて、地方自治体、交通事業者等を対象とした人材育成の取組みを支援すべき。

○国は、公共交通について知識や経験を有する先進的な地方公共団体の実務担当者や学識経験者、交通事業に従事したことのあるOBなどの人材を地方公共団体等に紹介し、その取組みをサポートすることが必要がある。

④新たなビジネスモデルの創出

○地域公共交通の活性化のためには、事業者や地方自治体による既存の経営スタイルにとらわれない新たなビジネスモデルを生み出すことも有効な手段である。

○地域公共交通に関する事業の安定的な運営を確保するためには、産業競争力強化法や地域経済活性化支援機構法の枠組みを活用した事業再編や事業再生を通じ、地域公共交通に関する事業の基盤強化が円滑に進むよう、国も的確に対応する必要がある。

▽本とりまとめの本文については、下記をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo12_sg_000082.html

(4) 国土交通省SUMMER JOB2014のご報告（総合政策局公共交通政策部）

国土交通省では、大学生・大学院生のキャリア観形成支援のため、毎年“国土交通省SUMMER JOB”を開

催しております。実際に政策立案を学生に体験してもらい、国家公務員の仕事のイメージや国土交通省の雰囲気を知ってもらうことを狙いとして行っておりますが、今年も“国土交通省 SUMMER JOB 2014”と題して開催いたしました。

今年、①産業・市場の活性化、②豊かな暮らしの実現、③インフラ輸出の推進、④国際競争力の強化の4つをテーマとし、公共交通政策部では、都市局と連携して、②について、豊かな暮らしの実現～魅力あるまちづくりの推進・地域交通の充実～と題して行いました。

学生は5日間にわたり、講義や現場見学等で見聞を広め、それらを踏まえて最終日に政策提言を行いました。現場見学では、「住民とともに目指す地域交通の充実」として、大田区と(株)東急バスにご協力いただき、大田区の公共交通政策や路線バス事業について学びました。大田区では、交通不便地域を解消するため、地域住民、区、関係機関等による導入検討を行い、(株)東急バスに委託して、コミュニティバス「たまちゃんバス」を運行しています。そこで当日は、大田区役所の方、(株)東急バスの方双方からお話を伺った後、実際に「たまちゃんバス」に乗車しました。地方自治体や事業者の方々から、導入時の苦労話等を聞きながら、実際に乗車しその現場を見たことは、学生にとって貴重な経験になったことと思います。また、乗車後には、(株)東急バスの営業所も見学し、バスロケーションシステム等の路線バスの運行システムやダイヤ改正等について、お話を伺いました。



今回の SUMMER JOB は、ほんの一部ではありますが、学生に公共交通の現場を知ってもらうことができたことから、公共交通政策部にとっても、良い取り組みだったのではと考えております。

(5) 今後の国土交通省の動き

今後の国土交通省（本省）の動き



※全て現時点での予定です。日程等が変更になる場合もございます。

日程	内容
夏頃	社会資本整備審議会計画部会及び交通政策審議会交通体系分科会計画部会合同会議「交通政策基本計画 中間とりまとめ」の公表
10月下旬 ～11月中旬	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の施行

◆編集後記（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課）

いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の池田です。

メールマガジンの冒頭で、徐々に夏が過ぎようとしていると書きましたが、夏らしいこととして、今年の夏は、8月の始めに江戸川区の花火大会に行ってみましたが、私の地元は海沿いにあるため、今までは海から上がる花火を見てきましたが、今回は初めて川から上がる花火を見ました。そこまで混雑しておらず、河川敷に座りながらの花火もなかなかいいものだなと思って帰って参りました。私の中では、夏と言ったら花火なのですが、皆様は夏と言ったら何を思い浮かべるでしょうか。（夏の終わりにこのようなお話で恐縮ですが、夏が終わってしまうのは悲しいです。。）

お盆も終わって、公共交通政策部も、「交通政策基本計画 中間とりまとめ」の公表や「改正地域公共交通活性化再生法」の施行に向けて、今週からまたいろいろと動き始めております。今後も引き続き、本メールマガジンをご愛読いただければ嬉しく思います。どうぞよろしく願いいたします。

★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 池田

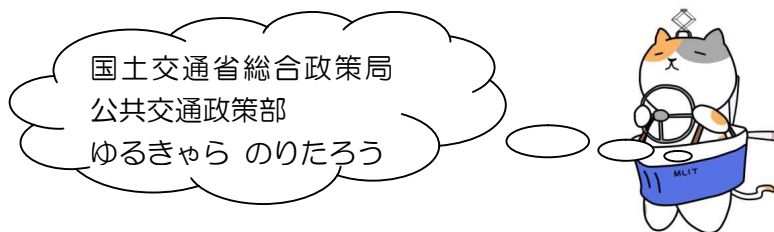
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館3階）

TEL : 03-5253-8275（直通） FAX : 03-5253-1513

E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

国土交通省HP（情報発信のページ） :

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html



◇お願い（近畿運輸局）

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様（配信先は以下のとおり。）へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

（配信先）

- ① 有識者
- ② 近畿内府県庁
- ③ 近畿内全市町村
- ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体
- ⑤ 船舶関係団体
- ⑥ 鉄道関係団体
- ⑦ ④～⑥の団体に所属していない交通事業者

